



平成25年11月12日
国土交通省

建築士法施行令の一部を改正する政令について

I 背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）が平成25年6月に公布され、地方公共団体に対する義務付け・枠付けを最小限とする観点から、建築士法第29条第1項が改正され、都道府県建築士審査会の委員の定数について10人以内とする上限が廃止された。

本改正は、その同様の趣旨に鑑み、都道府県建築士審査会の試験委員の定数についても上限を廃止するものである。

II 改正の概要

建築士法施行令第11条第1項で規定されている都道府県建築士審査会の試験委員の定数について上限を廃止する。

III スケジュール

公布 平成25年11月15日

施行 平成26年4月1日

問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課

電話：03-5253-8111（内線：39-539）